

(1) 大学・学科の設置理念

① 大学

世界がグローバル化し、国家も社会も複雑化、多様化する中、本学は「人間と環境」を1)自然・社会環境、2)心身環境、3)歴史・文化環境の三つの視点から学ぶ「人間環境学」の探究を建学の精神として、まさに21世紀が始まろうとする2000年に開学した。

本学の教育の理念は、建学の精神に則り、人間環境に関する該博な知識と深い理解力を備え、すぐれた見識をもって人類と国家社会に貢献できる有為な人材の育成である。すなわち、人間環境学をもとに「いのち」「こころ」「環境」について学び、それにかかわる実践力を身につけた人材を多数社会に輩出することを目指している。

② 学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

看護学研究科看護学専攻博士前期課程の教育理念は、看護現場や教育現場の問題解決・改善・改革をめざして現場志向型研究の目的設定・研究計画・研究の推進方法を学び新しい知見を探り、応用的研究能力を身につけることである。

それによって地域貢献できる人材となるよう、愛知県を中心に近県、更に全国を視野に入れて国際的動向を考慮して研究成果を現場に応用し、現場から問題をすすめる課題化とその取り組みの方法、さらには現場と研究の相互発展の進め方を検討できる能力を修得する。それらに基づいて国民のニーズに対して効率的に看護活動を進められるリーダー・管理者・教育者として機能できる人材の育成をすることを目指す。

看護学研究科看護学専攻博士前期課程のディプロマ・ポリシーにおいては、定める期間在学して研究指導を受け、修士論文の審査及び試験に合格し、その課程を修了することが学位授与の要件である。同時に次の4つの能力を以って修了要件とする。基準となる単位数以上を修得することを要件に含む。

- 1) 看護の実践・教育・管理の改善・改革をめざした研究に取り組みができる。
- 2) 看護を提供する場の力動を構造的に把握し、他の課題に組織的に取り組める。
- 3) 研究的視点を持って多職種や市民と共同してサービスの変革に取り組むことができる。
- 4) 看護現場や教育現場で看護職者のリーダーや教育者として機能ができる。

(2) 教員養成の目標・計画

① 大学

本学の教職課程は人間環境学を理念とし、人間環境に関する該博な知識と深い理解力を備え、すぐれた見識をもって人類と国家社会に貢献できる有為な人材を育成することを目的としている。

これは本学の教員養成に対する理念にもそのまま適用される。看護学部が目指す養護教諭像は以下の通りである。

- 1) 豊かな人間性、人格を持つ人間：自分を見つめられる人間
- 2) 教育の専門的力量的な人間：自信を持って子どもの前に立つ人間
- 3) 養護の専門的力量的な人間：ケアの知識と技術を持つ人間
- 4) ケアの専門的力量的な人間：看護師としての広く、深い人間観

②学科等(認定を受けようとする学科等のみ)

本学は、人間環境学を理念とし、人間環境に関する該博な知識と深い理解力を備え、すぐれた見識をもって人類と国家社会に貢献できる有為な人材を育成することを目的としている。

看護学研究科看護学専攻博士前期課程において定めるディプロマ・ポリシーを満足し、子どもを慈しみ、守り、育てることができる豊かで活力ある人間性を育てるとともに、子どもの発達と支援に対して長期的・総合的な視野を持って貢献できる高度な専門的職業人の養成を目指す。

これらのことは、本学の教員養成に対する理念にもそのまま適用される。看護学専攻博士前期課程が目指す養護教諭像は以下の通りである。

- 1)学校保健の実践・教育・管理の改善・改革をめざした研究に取り組みができる。
- 2)子どもや家庭を巡る問題のアセスメントができ、課題に組織的に取り組める。
- 3)研究的視点を持って学校や教職員、関係機関との連携を主導し、問題解決に取り組める。
- 4)学校現場や連携機関においてリーダーや教育者として機能ができる。

(3) 認定を受けようとする課程の設置趣旨(学科等ごとに校種・免許教科別に記載)

今日、小学校、中学校、高等学校の保健室では、児童生徒の健康診断、救急処置等の保健管理、不登校、心の不調に対応する等の健康相談、インフルエンザ予防等の保健指導等、養護教諭の働きが欠かせない時代になっている。それに加え近年は、刻々と新型コロナウイルスの新種が次々と現れ、教育現場は感染の不安を抱えている。このような複雑な学校現場のニーズに応えるために、保健管理・保健教育の専門性が高い養護教諭の養成は必然である。

人間環境大学では、子供の心身をより適格にアセスメントし、保健管理・保健教育ができる能力を育てるため、看護学部において看護師免許と養護教諭一種免許を併せ持つ人材の育成を行ってきた。現代の子供たちの健康課題をみると、アレルギー疾患、慢性疾患、心身の不調の訴え、医療的ケア児の増加がある。これらに対応するためには、より専門性の高い資質能力の育成が必要である。本学看護学部の養護教諭養成に加え、より専門性を向上させる課程が必要であるといえる。

現在、養護教諭一種免許状の取得をした学生から、本学において大学院の設置を求め、養護教諭専修免許状の取得を希望する声が多く出されている。看護学部での学びを蓄積した上で、さらなる最新の医療知識や情報、学校保健の実践につなげる理論や研究を通して、今後、拡張される保健室に対するニーズに応えたいという。

本学には、看護学研究科博士前期課程が設置されているものの、養護教諭専修免許状を取得できる教職課程が設置されていない。そのために、他大学の修士課程に進む者がいる。これらのことから、本学において、養護教諭専修免許状の教職課程の開設が求められる。

また、本学看護学研究科におけるディプロマ・ポリシーに基づいて学位授与の要件を満足すると同時に、本研究科において養護教諭専修免許状を取得した修了生は、看護学だけでなく、学校保健や生徒指導等において高い専門性を発揮し、学校現場で求められる人材となりうる。

I. 教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況

(1) 各組織の概要

① 運営会議

組織名称：	運営会議
目 的：	大学の管理・運営に関して学長を補佐するとともに、研究科委員会および学部教授会の運営を円滑にするため
責 任 者：	議長(学長)
構成員(役職・人数)：	学長、副学長、研究科長、学部長、学科長、学生部長、図書館長、事務局長、 その他学長が指名するもの
運営方法：	原則として毎月 1 回開催する。 ＜審議事項＞ (1) 教授会および研究科委員会に提議される事項 (2) 大学の管理・運営に関する重要事項

② 教学マネジメント委員会

組織名称：	教学マネジメント委員会
目 的：	各学部および各研究科間において教育・研究、事務、その他の運営等に関し、連携、調整を図ることを目的とする
責 任 者：	委員長(教学担当副学長)
構成員(役職・人数)：	副学長(教学担当)、学長室長、研究科長、学部長、学科長、各学部の教学委員長、 各学部のシラバス委員長、各研究科委員会・学部教授会構成員若干名、 その他学長が必要と認めたもの
運営方法：	原則として毎月 1 回開催する。 ＜審議事項＞ (1) 教育課程の編成に関する全学的な方針の策定に関する事項 (2) 学部・研究科間の教育・研究の活性化に関する事項 (3) 学部・研究科間の教育・研究の連携に関する事項 (4) 学部・研究科間の FD・SD に関する事項 (5) 学部・研究科の規程および運営に関する事項 (6) 学部・研究科間の教育課程における事務体制および事務処理等の連携に関する事項 (7) その他学長が取り上げる事項

③ 研究科委員会

組織名称：	看護学研究科委員会
目 的：	研究科の円滑な運営を図るため
責 任 者：	研究科長
構成員(役職・人数)：	研究指導を担当する専任教員(1 号委員) 授業科目を担当する専任教員のうち、研究科長が指名するもの(2 号委員)

様式第7号イ

運営方法：	原則として毎月1回開催する。
	＜審議事項＞
	(1) 学生の入学、課程の修了
	(2) 学位の授与
	(3) 教育課程の編成
	(4) 学位論文の審査および最終試験に関する事項
	(5) 学生の在籍に関する事項(退学、転学、留学および休学を除く)
	(6) 学生の懲戒処分
	(7) 研究科長等の候補者の推薦
	(8) 教員の科目担当資格審査および研究指導資格審査
	(9) 教員の採用および昇任候補者の研究業績等の審査

④ 教学委員会

組織名称：	看護学研究科教学委員会
目 的：	教育課程の円滑な運営を行い、教育課程の充実、教育の質の保証、向上を図ること
責 任 者：	委員長(学長指名)
構成員(役職・人数)：	専任教員、教務課長、その他学長が指名するもの(計5名程度)
運営方法：	原則として毎月1回開催する。
	＜審議事項＞
	(1)教育課程に関すること
	(2)授業および試験に関すること
	(3)学生の異動に関すること
	(4)卒業・修了予定者の単位認定に関すること
	(5)研究生に関すること
	(6)科目等履修生および聴講生に関すること
	(7)留学生および外国人研究生に関すること
	(8)生涯教育に関すること
	(9)その他本学の学務に関すること

⑤ 教職課程委員会

組織名称：	教職課程委員会
目 的：	教職課程の円滑な運営を図るため
責 任 者：	委員長(学長指名)
構成員(役職・人数)：	分科会長、学長が指名する分科会委員若干名、教務担当職員、 その他学長が指名するもの
運営方法：	原則として各学期に1回開催する。
	＜審議事項＞
	(1) 教職課程の開講計画・編成
	(2) 本学における教育課程の年度ごとの点検
	(3) 教育実習・養護実習の実施と指導

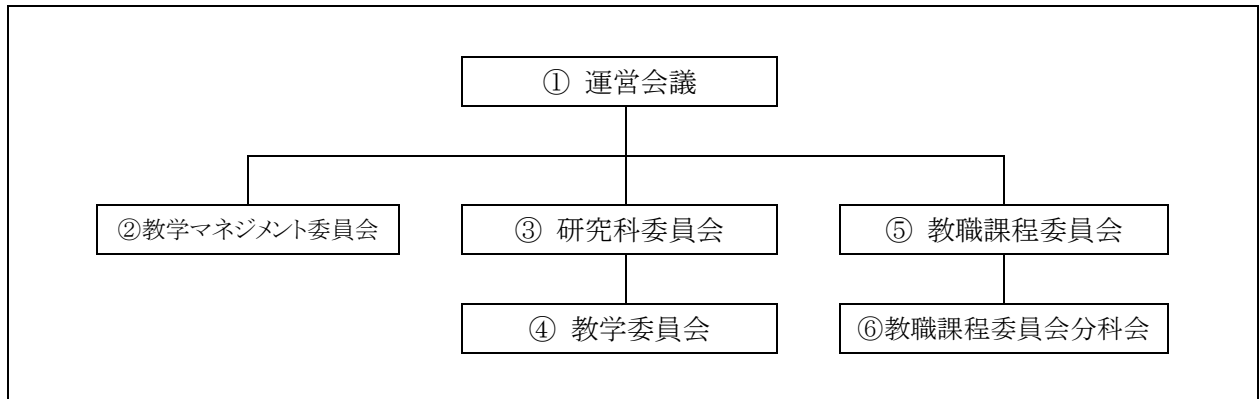
様式第7号イ

- (4) 介護等体験の実施と指導
- (5) 教職課程をめぐる動向等についての調査研究
- (6) 教員免許状更新講習の運営
- (7) その他教育職員養成に関すること

⑥ 教職課程委員会分科会

組織名称：	教職課程委員会・看護学部分科会
目的：	教職課程の円滑な運営を図るため
責任者：	分科会長(学長指名)
構成員(役職・人数)：	教職課程科目担当専任教員、教務担当職員、その他学長が指名するもの
運営方法：	原則として各学期に1回開催する。 <審議事項> (1) 教職課程の開講計画・編成 (2) 本学における教育課程の年度ごとの点検 (3) 教育実習・養護実習の実施と指導 (4) 介護等体験の実施と指導 (5) 教職課程をめぐる動向等についての調査研究 (6) 教員免許状更新講習の運営 (7) その他教育職員養成に関すること

(2) (1) で記載した個々の組織の関係図



Ⅱ. 都道府県及び市区町村教育委員会、学校、地域社会等との連携、協力に関する取組

(1) 教育委員会との人事交流・学校現場の意見聴取等

大府市教育委員会との関わりについて、大学での授業時にゲストティーチャーとして招聘したり、学生が小学校を訪問して授業を見学した際には、当該校の管理職、養護教諭等から学校現場の様子を聞いたり、指導を受けたりしている。特に、学校体験活動や学校訪問等で実習目的や事前準備等で教員が出向き、管理職と地域の教育事情に関して意見交換を行っている。また、大府市教育委員会からは、就学時健診において学生ボランティアの要請があり、日程調整を行い実施している。

養護実習は、愛知県教育委員会、名古屋市教育委員会の調整により、管轄の学校で実施されるため、事前説明会に教員が参加し、学生の実習校には教員が訪問し、実習状況や意見聴取を行っている。

様式第7号イ

(2) 学校現場における体験活動・ボランティア活動等

取組名称：	① 特別支援インターン ② 学校支援ボランティア活動
連携先との調整方法：	① 特別支援インターンでは、大学が示した授業に支障のない期間について、大府市教育委員会学校教育課が中心となって学生の受入校と日程調整をしている。また、ゲストティーチャーとしての教育委員会指導主事を招聘する日程についても大府市教育委員会内の指導主事を選出してもらっている。 ② 学校活動支援ボランティアは、大学の近隣の2つの小学校に希望学生が参加するものであるが、学生の希望と小学校の希望日程を大学と学校の管理職が調整している。
具体的な内容：	① 特別支援インターンは、看護学部2年が大府市立小学校の特別支援学級に一週間の期間で実習を行う。特別支援学級に配属され、在籍する児童の観察や支援、教師の営みを学ぶ。 ② 学校支援ボランティア活動は、主に看護学部1、2年次生の参加希望者が子ども支援、教育活動の手伝い、学校内の清掃活動など、学校の求める活動に参加する。また、就学時検診についてもボランティアとして活動する。

Ⅲ. 教職指導の状況

入学時のオリエンテーションにおいて、養護教諭一種免許状を保持する入学者に対し、看護学研究科で取得できる養護教諭専修免許状課程の概要について説明を行う。その際、教員養成をめぐるわが国の動向や学校現場の状況について具体的に説明し、今後、修士レベルへの引上げがめざされていることを述べて、専修免許状取得の意義を理解させる。

次いで、養護教諭専修免許状の取得をめざす学生は、「大学が独自に設定する科目」の選択によって「学校保健指向型」と「発達心理指向型」のモデルを参考に履修科目を選択するよう指導する。また、大学院修了後に小中高等学校への就職を希望する学生に対しては個別の相談に応じ、教員採用試験受験を視野に含めて2年間の継続的な指導を行う。